盗難被害関係文書不存在非公開決定審査請求事案（番号37）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査会の結論 | | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和３年１月31日 |
| 請求内容 | １．令和３年１月21日付け教高第3507号によって公開された「盗難被害についての要望書」を受けて、府立校でどのような対応をしたのかわかる文書。  ２．同じく、府立○○高校から同PTAに対して回答した内容がわかる文書。  ３．同じく、「PTA役員一同」に含まれる教職員がわかる文書。  ４．令和元年10月25日の指導委員会において、「傘を盗んでも窃盗ではない」と判断した事実が分かる文書。  ５．府立○○高校○○が、「傘を盗んでも窃盗ではなくて迷惑行為」と判断した事実が分かる文書。  ６．府立○○高校では国内法が適用されない根拠。 |
| 実施機関  の決定 | 令和３年２月９日付け教高第3676号による不存在非公開決定。  【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】  本件請求文書は、作成または保存していないため、管理していない。  【備考】  この決定は、本件請求文書のうち、２．４．５．６．に係るものです。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和３年４月25日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書２．について、PTAは「対応を検討すること」および「回答」を求めているため、回答が存在しないことはあり得ない。よって公開すること。  請求文書４．５．について、○○（○○）は、「○○」「○○」「○○」と発言しており、録音データが共有フォルダにあるためそれを探して公開すること。  請求文書６．について、上記４．５．の内容に鑑みれば、○○高校では国内法が適用されないことは明らかであるので、その根拠が存在するのは明らかである。  よって、不服である。 |
| 弁明書 | | 大阪府立○○高等学校において、本件請求に係る行政文書を作成または保存していないため、審査請求人が求める行政文書は存在しない。 |
| 判　断 | | １　本件請求２について  （１）PTAとは、学校に在籍する児童生徒の保護者及び教職員によって、学校ごとに組織されたものを指し、社会教育法（昭和24年法律第207号）における「社会教育関係団体」に該当し、「父母と先生のあり方について〔昭和42.６.23社会教育審議会報告〕」においては、「父母と先生の会（PTA）は、児童生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師とが協力して、学校および家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめ、校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習その他必要な活動を行う団体である。」とされている。  （２）PTAの目的から、生徒の保護者と教職員には、学校における教育環境の改善 |
| 判　断 | | を図るために必要な活動として、府立学校に対して、教育環境の改善のための要望を出すことは想定されるところである。学校は、一般的に、その要望に対して、対応の可否を含めて検討を行い、PTAに対して回答を行うことになるが、その方法としては、口頭での回答のほか、文書での回答を求められている場合には、文書で回答する場合もある。  実施機関の説明によると、請求内容１の「盗難被害についての要望書」では、対応や対策の検討について回答を求められているも、書面での回答までは求められていないということであり、府立○○高校のPTAから提出された要望書に対し、同高校が回答した内容がわかる文書が存在しないことは不合理ではない。  ２　本件請求４及び５について  本件請求４及び５は、請求内容に係る指導の検討状況に関する文書を求めているものと解される。  府立高校では、教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲において、生活上の規律として校則等を定め、指導にあたっているところである。  各府立高校の指導委員会において、指導に係る検討が行われた場合であっても、その検討過程や結論を文書にするか否かは、その必要性に応じて判断されるものであり、その結論を文書にすることまでは不要であると判断したことは、不合理ではない。  ３　本件請求６について  　　第五３（２）イのとおり判断する。  ４　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | | ・令和３年１月31日　　同日付け公開請求  ・同年２月９日　　　 不存在非公開決定  ・同年４月25日　　　　審査請求  ・同年６月３日　　　 弁明書  ・同年８月11日　　 諮問 |